

協力学術研究団体からの候補者情報の提供について

平成23年10月の日本学術会議会員及び連携会員の改選においては、日本学術会議会則第34条第4項の規定に基づき、協力学術研究団体に対し、会員又は連携会員の候補者に関する情報提供を求めることとする。その際、下記の事項を踏まえるものとする。

これは、選考委員会における審議の参考情報として用いるものであって、協力学術研究団体から直接推薦を求めるものではない。

記

1 当該情報の活用方法

協力学術研究団体から提供を受けた情報は、選考委員会限りとし、候補者の名簿を作成するための「その他の情報」（会則8条2項）として取り扱う。

2 候補者情報の区分

日本学術会議の会員及び連携会員としてふさわしい「優れた研究又は業績がある科学者」の情報を提供してもらう。

3 情報提供可能人数

1 協力学術研究団体6名以内とし、うち2名以上は女性とする。

4 協力学術研究団体から求める情報の範囲

- ① 氏名（漢字、ふりがな）
- ② 現職名
- ③ 専門分野（科研費の細目から選択）

※より詳しい情報が必要な場合は、選考委員会（分科会を含む。）が調査を行うものとする。

5 協力学術研究団体への情報の求め方

- ① 会長から、協力学術研究団体の長に依頼する。
- ② 依頼に当たっては、あくまで「情報提供」であり、「推薦」でないことを注意喚起する。ただし、協力学術研究団体は、情報提供する科学者本人の了解をとらないものとする。
- ③ 情報提供の主体は、協力学術研究団体とし、個人からの情報提供は認めない。
- ④ 提出方法
内閣府本府共通意見等登録システム（N o p i システム）を利用する。
- ⑤ 依頼時期
会員・連携会員が推薦を行う時期と同時期に行う。

6 選考結果等

- ① 選考結果は、協力学術研究団体に対し、個別に報告しない。（発令の結果をご覧くださいことになる。）
- ② 協力学術研究団体からの選考に関する問合せには応じない。
- ③ 就任意思の確認等を行う場合は、選考委員会（分科会を含む。）が科学者本人に対し個別に連絡する。

（参考条文）

○日本学術会議会則（平成17年10月24日日本学術会議規則第3号）（抄）

（会員及び連携会員の選考の手続）

第8条 会員及び連携会員（※特任連携会員を除く。）は、幹事会が定めるところにより、会員及び連携会員の候補者を、別に総会が定める委員会（※選考委員会）に推薦することができる。

2 前項の委員会（※選考委員会）は、前項の推薦その他の情報に基づき、会員及び連携会員の候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。

3～5 （略）

（日本学術会議協力学術研究団体）

第34条 （略）

4 協力学術研究団体は、学術会議の求めに応じ、会員又は連携会員の候補者に関する情報等を提供することができる。

5～6 （略）